

(4)-2 その他有価証券の税効果会計

その他有価証券は企業会計上、期末評価を行い、差額は損益計上せずに純資産の部に計上する。しかし、税務会計上、期末評価は行わない。(売買目的有価証券の期末評価は税法上も行う。)

・当期に 10,000 円で取得したその他有価証券の期末時点での時価は 11,000 円であった。法定実効税率は 40%とする。

・翌期となり、その他有価証券の再振替仕訳を行う。

・当期に 10,000 円で取得したその他有価証券の期末時点での時価は 9,000 円であった。法定実効税率は 40%とする。

・翌期となり、その他有価証券の再振替仕訳を行う。

(151 回 1 問) 決算に際して、長期投資目的で 1 株当たり¥ 1,000 にて取得していた山陽重工業株式会社の株式 10,000 株を時価評価(決算時の時価:1 株当たり ¥1,200)し、全部純資産直入法を適用した。ただし、法定実効税率 30%とする税効果会計を適用する。

(157 回 1 問改) 当期に売買目的以外の目的により 1 株当たり¥ 800 の価額で取得していた他社の株式  
10,000 株について、決算時の時価が 1 株当たり¥ 700 に値下がりしていたので、税効果会計(法人税等の法定実効税率は 30%)を適用し、適切な決算処理を行う。なお、この株式は子会社株式にも関連会社株式にも該当していない。

【解答】

- ・当期に 10,000 円で取得したその他有価証券の期末時点での時価は 11,000 円であった。法定実効税率は 40%とする。

その他有価証券 1,000 / 繰延税金負債 400  
その他有価証券評価差額金 600

- ・翌期となり、その他有価証券の再振替仕訳を行う。

繰延税金負債 400 / その他有価証券 1,000  
その他有価証券評価差額金 600

- ・当期に 10,000 円で取得したその他有価証券の期末時点での時価は 9,000 円であった。法定実効税率は 40%とする。

繰延税金資産 400 / その他有価証券 1,000  
その他有価証券評価差額金 600

- ・翌期となり、その他有価証券の再振替仕訳を行う。

その他有価証券 1,000 / 繰延税金資産 400  
その他有価証券評価差額金 600

(151 回 1 問) 決算に際して、長期投資目的で 1 株当たり ¥ 1,000 にて取得していた山陽重工業株式会社の株式 10,000 株を時価評価(決算時の時価: 1 株当たり ¥ 1,200)し、全部純資産直入法を適用した。ただし、法定実効税率 30%とする税効果会計を適用する。

その他有価証券 2,000,000 / 繰延税金負債 600,000  
その他有価証券評価差額金 1,400,000

(157 回 1 問改) 当期に売買目的以外の目的により 1 株当たり ¥ 800 の価額で取得していた他社の株式

10,000 株について、決算時の時価が 1 株当たり ¥ 700 に値下がりしていたので、税効果会計(法人税等の法定実効税率は 30%)を適用し、適切な決算処理を行う。なお、この株式は子会社株式にも関連会社株式にも該当していない。

繰延税金資産 300,000 / その他有価証券 1,000,000  
その他有価証券評価差額金 700,000